

公益財団法人日本フラッグフットボール協会

日当の支給に関する内規

(目的)

第1条

本内規は、公益財団法人日本フラッグフットボール協会（以下「本協会」という）における役員及び評議員への日当支給に関し、具体的な基準・手続を定めるとともに、公正かつ適正な運用を図ることを目的とする。

(根拠規程)

第2条

1. この内規は、本協会の定款第13条および第26条並びに「役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程」（以下「報酬等規程」という）第2条(5)、第7条、および第10条に基づくものである。
2. 日当は、報酬等規程において「費用」として分類される旅費の一部を具体化するものであり、報酬（給与的性質）ではなく実費弁償の趣旨を有する。

(支給対象)

第3条

日当は、以下の者が本協会の職務（以下「業務」という）を執行するために、出張、会議への出席、イベント運営等を行う際に支給する。

1. 役員（理事・監事）
2. 評議員
3. 事務局が業務上必要と認めた者

(日当の額および算定方法)

第4条

1. 日当の額は、出張距離や宿泊の有無にかかわらず、1日（半日以上）につき3,000円とする。
2. 連日出張（2日以上にわたる出張）の場合は、初日から最終日までの各日につきそれぞれ日当を支給する。
3. 業務がオンラインで実施され、移動を伴わない場合の日当の取扱いについては、支給対象外とする。

(支給条件)

第5条

1. 日当は、実際に業務に従事し、当該業務に要する実費的な費用（食事代・雑費等）の補填を目的として支給するものであり、領収書等の提出は原則不要とする。

(支払い方法および手続)

第6条

1. 日当の支給を受けようとする者は、業務終了後速やかに所定の書式で申請し、事務局で確認・承認を受ける。
2. 申請が受理された場合、翌月末までに銀行振込にて支給する。

(改正)

第7条

本内規の改正は、報酬等規程第10条にもとづき理事会の承認を経て行う。

(附則)

第8条

本内規は、理事会の承認を得た日から施行する。

2025年3月14日施行